

新篠津村産後ケア事業について

令和3年4月から、出産されたお母さんと生まれてきたお子さんが新生活を健やかにスタートするために、産後の心身のケアや、育児・授乳のサポートのため、助産師のアドバイスが受けられる産後ケア事業を開始します。



◆対象

出産時及び産後ケア実施日に新篠津村に住所がある産婦と乳児で、産後1年未満の方

◆産後ケア事業



種類	① 短期入所型	② 居宅訪問型	③ 通所型
内容	助産所に宿泊し、ケアを受ける(24時間)	助産師が自宅に来て、ケアを受ける(3時間程度)	助産所へ通所し、ケアを受ける(6時間程度)
利用者負担額 (利用料の約1割)	6,800円 延長料金別途	1,500円 延長料金別途	2,000円 延長料金別途

※生活保護世帯の方は無料。

※短期入所型の持ち物

母子手帳・健康保険証・オムツ・おしりふき、粉ミルク・哺乳瓶(必要な方)、必要な母子の衣類、洗面道具

<利用回数> 短期入所型、居宅訪問型、通所型を合わせ3回まで。

(うち短期入所型は1回まで)

<利用方法>

- ① 申請:新篠津村産後ケア事業利用申請書を提出
- ② 承認:承認通知書を交付
- ③ 村から委託事業所(助産所)へサービスを依頼
- ④ 利用者と委託事業所(助産所)で、日程調整を実施
- ⑤ 各々のサービスを受ける。委託事業所(助産所)へ直接自己負担金を支払う。
- ⑥ 委託事業所(助産所)から村に実施報告書が届く。
- ⑦ 村が委託事業所(助産所)へ費用(自己負担分以外)を支払う。



お問い合わせ・申し込み

新篠津村子育て世代包括支援センター(住民課保健予防係)

電話番号 : 0126-57-2111

受付時間 : 月~金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)

8時45分~17時15分

